

徳島市監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき徳島市長から請求のあった、職員の賠償責任に関する監査について、その結果を別紙のとおり徳島市長に報告したので公表します。

平成26年12月2日

徳島市監査委員	久米川 文 男
〃	工 藤 誠 介
〃	武 知 浩 之
〃	齋 藤 智 彦

徳監第116号  
平成26年12月1日

徳島市長 原 秀 樹 殿

徳島市監査委員	久米川 文 男
〃	工 藤 誠 介
〃	武 知 浩 之
〃	齋 藤 智 彦

公金窃取による元職員の賠償責任等に関する監査請求に基づく監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、平成26年7月15日付け徳市協発第64号により徳島市長から監査請求のあった、元不動産支所主事■■■■の公金窃取に係る事実及び賠償責任の有無並びに賠償額の決定について、監査した結果を次のとおり報告する。

## 第1 監査の実施

### 1 監査請求の趣旨

市長から提出された標記の職員の賠償責任に関する監査請求の趣旨は次のとおりであると解した。

徳島市市民環境部不動産支所に勤務していた元徳島市主事■■■■（以下「元職員」という。）は、併せて徳島市現金取扱員に任命され、市県民税等の収納事務に従事していたが、不動産支所内において保管されていた収納金を窃取し、徳島市に損害を与えたものである。

よって、元職員に対して窃取した事実の確認、損害賠償責任の有無及び損害賠償額の決定について監査を求める。

なお、資料として以下のものが添付されていた。

- ア 告訴状の写し
- イ 顛末書の写し
- ウ 被害件数及び被害総額リスト
- エ 元職員が持参した納付書兼領収済通知書（以下「納付書等」という。）の写し
- オ 領収書確認リスト
- カ 不動産支所における住宅使用料等収納の流れ
- キ 不動産支所警備情報

- ク 決裁書「歳入欠損金の支出について」の写し
- ケ 平成26年度収入報告書及び領収済通知書の写し
- コ その他

## 2 監査の方法

### (1) 書類審査

窃取が発生した不動支所の主管課である市民環境部市民協働課から提出のあった告訴状の写し、顛末書の写し、元職員が所持していた納付書等の写しその他関係資料などを精査した。

### (2) 関係人調査

#### ア 関係職員

平成26年8月18日に監査委員室において、平成18年4月1日から平成26年3月31日までの間に不動支所に勤務していた者、平成26年4月1日から不動支所に勤務している者、平成21年4月1日から平成26年7月3日までの間に不動支所長の職にあった者、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に市民協働課課長補佐の職にあった者、平成26年4月1日から市民協働課課長補佐の職にある者、平成25年4月1日から市民協働課長の職にある者及び平成25年4月1日から徳島市会計管理者の職にある者から個別に事情を聴取した。

#### イ 元職員

平成26年10月29日に徳島市幸町会館において、元職員から事情を聴取した。

## 3 監査の実施期間

平成26年7月28日から同年11月26日まで

## 第2 監査の結果

### 1 結論

#### (1) 徳島市に損害を与えた事実の有無について

元職員が公金を窃取して徳島市に損害を与えた事実があるものと認める。

#### (2) 賠償責任について

元職員は、徳島市に対して損害賠償責任を有するものと認める。

#### (3) 損害賠償額について

次のアからウの合計額とする。

ア 元職員の窃取による徳島市の損害額73件分1,036,700円

イ 上記アに係る遅延利息

ウ 前不動支所長及び前市民協働課課長補佐が補填した2件69,000円に係る遅延利息

なお、イ及びウの遅延利息は、民法第404条に規定する年5%を適用する。

利息を付加する期間については、イは窃取の翌日から起算して元職員が弁済した平成26年7月1日までの間とし、ウは窃取の翌日から起算して前不動支所長等が補填した平成26年2月5日までの間とする。

## 2 事実関係

### (1) 窃取事件発覚の経緯

ア A氏(別紙の整理番号74、75 住宅使用料2か月分69,000円)

平成26年2月4日、市民A氏から住宅課に、納付済の住宅使用料69,000円に関する問い合わせがあった。住宅課がA氏所持の領収書を確認したところ、同年1月20日に納付されていることを確認した。この69,000円については後述のように、問い合わせの翌日2月5日に前不動支所長及び前市民協働課課長補佐が折半して補填した。

イ B氏(別紙の整理番号26 住宅使用料1か月分15,000円)

平成26年5月8日、市民B氏が住宅課を訪れ、3月分住宅使用料15,000円の領収書を提示して4月分以降の納付書再発行を依頼した。領収書によると同年4月25日に3月分を納付済であったが、住宅課が納付状況を確認したところ、3月分について未納状態であることが判明した。

ウ C氏(別紙の整理番号5~7 国民健康保険料3期分91,500円)

平成26年6月4日に市民C氏が不動支所を訪れて1期から4期までの国民健康保険料領収書を窓口にて提示し、納付したはずの2期分30,500円が口座から引き落とされているとの申出があった。領収書によると同年4月4日に1期から4期分の計122,000円を納付済であったが、不動支所から保険年金課に確認したところ、1期分の30,500円のみが納付済で、2期から4期分の計91,500円は未納状態であることが判明した。(なお、C氏の口座から誤って引き落とされた30,500円については、予備費により補填されるまでにC氏に返還されている。)

エ 元職員の自認

C氏の申出があった同年6月4日に、市民協働課が不動支所職員に対してヒアリングを実施するとともに、警備会社に支所閉庁時の入室記録を照会した。その結果、元職員が閉庁時に入室したことが確認された。

翌6月5日、年次休暇を取得していた元職員から不動支所長に連絡があり、窃取の事実を認めた。同日午後市民協働課へ出向き、窃取した75件の納付書等を提出して上記のア~ウを含む75件の窃取事実を明らかにしたものである。

## (2) 担当課等における調査の概要

### ア 元職員への事情聴取

平成26年5月19日、6月4日及び6月5日に市民協働課、6月10日に市民協働課及び総務部行政管理総室人事課によりそれぞれ事情聴取が行われた。

### イ 顛末書

平成26年6月10日に市民協働課及び人事課が実施した事情聴取の際に、顛末書が元職員からそれぞれ提出された。

### ウ その他関係職員の事情聴取

平成26年5月19日（一部職員は5月20日）及び6月4日に、市民協働課により不動支所長及び元職員以外の不動支所職員にも事情聴取が行われた。

### エ 調査の対象となる納付金

元職員が持参した納付書等75件に係る納付金が調査対象とされた。これらのうち2件については前不動支所長等が補填済であり、残る73件については、未納状態であった。

元職員は、平成25年12月下旬頃から平成26年6月2日まで窃取を行っているが、73件以外は他の納付者から窃取した現金で穴埋めしたとのことであった。平成25年12月1日から平成26年6月2日までの期間における、不動支所での収納事務取扱件数は約1,600件にのぼるが、調査対象を絞り込んだ理由は次のとおりである。すなわち、当該期間に不動支所において取り扱われた収納事務に関して、納付したはずなのに未納となっている等の問い合わせが他になかったことから、元職員の供述どおり、未納となっていた73件以外は全て他の窃取金によって補填されているものと判断された。

### オ 窃取金

不動支所で取扱いを行っている収納事務は、固定資産税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、の7種類で、これらのうち元職員が持参した納付書等は、固定資産税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険料、市営住宅使用料の5種類であった。

### カ 調査方法及び結果

元職員が持参した73件の納付書等について、市民協働課から各納付書等発行部署に照会され、未納であることが確認された。また、納付書等の日付が改ざんされ空白となっているものについては、納付者宅を訪問して領収書の確認等を行い、納付日の把握が行われた。

## (3) 監査委員の調査

### ア 不動支所における収納金管理状況

不動支所における収納済現金と納付書等は、勤務時間中はレジスター横の手提げ金庫に置かれており（金庫は開放したままの状態であった。）勤務終了後には手提げ金庫を施錠して、据置き金庫に入れてさらに施錠し、保管されていた。なお、鍵の所在及び開錠方法は不動支所の職員全員が知っていた。

収納金は、翌営業日の朝に指定金融機関の職員が不動支所を訪れて集金していた。支所職員は集金前に現金と納付書等を照合して集計表に記入し、指定金融機関職員の確認印を受けたうえで現金と納付書等を指定金融機関職員に渡していた。なお、現金と納付書等を照合のうえ、集計、記録する作業は通常、業務が終了して金庫を施錠する前に行うべきものであるが、不動支所においては、業務終了後には照合作業のみが行われ、集計、記録作業は翌営業日になってから行われていた。

#### イ 窃取の時期及び方法

元職員が提出した平成26年6月10日付けの顛末書及び元職員への事情聴取によると、元職員は平成25年12月27日から年末年始の閉庁日の間に、不動支所に侵入して現金及び納付書等を抜き取っている。この時が初めての窃取であり、その後、平成26年6月2日まで窃取を繰り返していた。元職員によると、窃取の回数は100回くらいあったという。

窃取の方法については、主に閉庁後及び閉庁日に、各職員に配付されている鍵で警備システムを解除して支所に入り、据置き金庫及び手提げ金庫を開錠して現金と納付書等を窃取するというものであった。これについては、後述のように警備システムを解除した記録が残っていた。また、勤務時間中でも他の職員が席を立った際に、手提げ金庫から現金と納付書等を窃取したことが数回あった。なお、元職員によると、前不動支所長等が補填した住宅使用料2件69,000円は、勤務時間中に窃取したと記憶しているとのことである。

#### ウ 窃取金の穴埋め

上記のとおり元職員は、平成25年12月下旬頃から平成26年6月2日までにわたり公金の窃取を繰り返していた。窃取した現金と納付書等を放置したまま納期限を経過すると、督促状が発送されて窃取の事実が発覚するため、督促状が発送されないよう未納状態となっていた73件以外の窃取分については、別に窃取した公金で穴埋めしていた。その具体的な手口は以下のとおりであった。

窃取した納付書等の納期限を確認して、督促状の発送時期が近づくと、別の納付者分の窃取した現金を用いて、不動支所から納付して穴埋めするという方法で、督促状が発送されるのを未然に防ぎ、発覚を免れていた。

穴埋めをするにあたっては、窃取した納付書等の日付を改ざんして手提げ金庫に戻す日付に改め、現金と納付書等を支所の手提げ金庫に戻して、不動支所から納付されたように装っていた。

納付書等の改ざん手法は、領収印の日付を電動砂消しで削る方法と、二重押し（初めに押した日付印の上から改ざん後の日付印を押し、さらに余白にも押印する方法）の方法によるものであった。改ざん作業は、侵入した際に職場で行うほか、自宅で行うこともあった。

現金と改ざんした納付書等を戻した時間帯については、窃取時と同様に、閉庁後及び閉庁日と、勤務時間中で他の職員が目が届かない隙であった。

## エ 不動産支所長等による補填

A氏が納付した住宅使用料2件69,000円については、市民A氏から問い合わせがあった翌日の平成26年2月5日に、前不動産支所長と前市民協働課課長補佐の2人が折半して補填した。

補填するに至るまでの両職員の判断については、事情聴取においてそれぞれ次のように供述した。前不動産支所長は、69,000円の収納日とされる1月20日は元職員以外の2人（前不動産支所長、前不動産支所主査）が休暇中であり、当日の状況を検証する術がなかったため、領収印だけ押して現金を収受していなかったなどの手違いがあったのではないかと供述した。また、前市民協働課課長補佐は、現金がどこかに紛れ込んだだけで、この1件にとどまるものと考えていたと供述した。

### (4) 元職員への処分

元職員に対し、6月5日から処分決定までの間、自宅での待機を命じ、平成26年6月12日付けで懲戒免職処分とした。

その後、平成26年7月8日付けで徳島西警察署に告訴状を提出した。告訴状の内容は、平成26年3月3日から同年6月2日までの間、元職員が不動産支所内において73件、1,036,700円の公金を窃取し、又は着服して横領したため刑法第235条（窃盗罪）又は同法第253条（業務上横領罪）に基づく処罰を求めるものである。

### (5) 予備費の充用による補填

窃取され、未納状態となっている73件1,036,700円について、窃取金を未納のまま放置すると、例えば軽自動車税の場合、車検を受けられなくなるなど、市民に不利益を及ぼすおそれがあることから、平成26年6月17日に予備費の充用による補填が決定され、同年6月20日に73件1,036,700円の未納状態が解消された。

### (6) 元職員からの預り金等

元職員は窃取の事実を認め、現金を用意して弁済する旨を申し出たことから、平成26年7月1日に、徳島市は未納となっている73件、計1,036,700円を受領した。市はこれを現年度の歳入として受け入れており、歳入科目は今のところ、国民健康保険料分を含めた全額について一般会計の(款)諸収入、(項)雑入、(目)雑入、(節)雑入とされている。

また、前不動産支所長等が補填した2件、計69,000円についても同日に元職員から両職員に弁済された。

## 3 判断

### (1) 公金窃取の有無

元職員による公金窃取の有無について、以下のとおり検討する。

#### ア 元職員の自認

元職員は平成26年6月5日に市民協働課を訪れ、領収印がある75件の住宅使用料等の納付書等を持参し、その納付書等と収納金額の1,105,700円を自分が窃取したと供述している。市民協働課等の事情聴取、元職員による顛末書及び監査委員の聴取においても、元職員は窃取の事実を認めている。

#### イ 窃取の時期及び手口

元職員は、平成25年12月下旬頃から平成26年6月2日まで窃取を繰り返していた。窃取の時間帯は閉庁後及び閉庁日であった。

その手口は、支所職員に配付されている鍵で警備システムを解除し、不動支所に入室するというものであった。また、勤務時間中に他の職員が席を立った際に手提げ金庫から現金と納付書等を窃取したことも数回あった。

#### ウ 警備記録による裏付け

警備会社から提出された不動支所の警備情報（平成26年3月6日から同年6月6日まで）によると、元職員がこの期間中における閉庁後及び閉庁日に54回入室していたことが確認された。

#### エ 発覚を遅らせるための手口

窃取した現金と納付書等を放置したまま納期限を経過すると、督促状が発送されて窃取の事実が発覚するため、督促状が発送されないよう、別の現金とその納付書等を盗んで穴埋めするということを繰り返していた。このことが、約6か月にわたり元職員による窃取が続いた要因の1つとなった。

#### オ 元職員以外の関与がないこと

元職員及び関係職員への事情聴取によると、元職員は窃取を全て一人で行ったことを認めている。また、元職員とともに不動支所で勤務していた職員も窃取への関与を否定している。さらに、少なくとも警備記録が残っている期間には、元職員以外の者が閉庁後及び閉庁日に不動支所に入室した記録はなかった。

このことから、本件において元職員以外の関与はないものと認められる。

以上のことから、元職員が単独で公金を窃取し、徳島市に損害を与えた事実があることが認められる。

### (2) 賠償責任の有無

地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第1項前段について、本件に係る箇所のみ抜粋及び読替えを行うと、会計管理者の事務を補助する職員が故意又は過失により、その保管に係る現金を亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならないとされている。

以下では、この規定に基づき元職員が賠償責任を有するかどうかについて検討する。

#### ア 法第243条の2第1項前段に規定する職員であったか

元職員は、不動支所の在職期間において会計規則第8条に規定する現金取扱員に任命されていることから、法第171条第1項に規定された「その他の会計職員」であり、法第243条の2第1項に規定された「会計管理者の事務を補助する職員」に該当すると認められる。

#### イ 公金の亡失に該当するかどうか

元職員は、不動支所において現金取扱員に任命され現金の出納及び保管に係る事務に従事する立場にありながら、不動支所で市民が納付し、不動支所で領収された住宅



使用料等の現金を、指定金融機関を通じて市に払い込むまでに一時金庫で保管していた間に窃取したことから、亡失に該当すると認められる。

ウ 公金の亡失に故意が認められるか

元職員によると、家庭の事情で借金があり、給料だけでは生活費が足りなくなったことから、市民が納付した住宅使用料等の現金を納付書等とともに窃取し、生活費や借金の返済に充てており、支所長や同僚には分からないように全て一人で実行したと供述している。

よって、他者からの強要や納付の失念ではなく、自己の用途に費消する目的で窃取するという、故意による不法行為により市に損害を与えていると認められる。

以上のことから、元職員は徳島市に対して賠償責任を有するものと認められる。

(3) 損害賠償額

元職員が賠償すべき損害額について、以下のとおり検討する。

ア 損害額に関する市長の主張及び妥当性について

市長からの請求によると、監査請求時点で確認している本市の損害額は、平成26年3月3日から同年6月2日までの間に窃取された額であり、その額は1,036,700円であるとしている。

この金額は、平成26年6月5日に元職員が持参した75件1,105,700円の納付書等のうち、前不動産支所長等が補填した2件69,000円を除いた、市へ未納状態となっていた73件分の納付書等の合計金額と一致する。

まず、元職員への事情聴取によれば、平成25年12月下旬頃から平成26年6月2日まで現金及び納付書等の窃取と穴埋めを繰り返しており、平成26年6月5日の時点で元職員が所持していた納付書等は75件である。これ以外に、処分したり紛失したりしたものはないと元職員は供述している。

また、本件以外の納付金についても、納期限を経過した時点で未納状態となっているものに対しては督促状が発送されているが、一部の確認の問い合わせを除き、現段階では、納付者から納付しているのに督促状が届いたなどの申出はない。

よって、前不動産支所長等が補填した2件を除く73件が、窃取し納入されていない納付書等の全てであるといえる。

なお、これら73件の納付書等については、各納付書等を発行した部署によると、元職員が持参した時点で、市へは未納状態となっていることが確認されている。

よって、市長の損害額の確認にあたり、元職員が持参した73件の納付書等に基づき、1,036,700円としたことは妥当であり、元職員の公金窃取による市の実質の損害額は1,036,700円となる。

イ 遅延利息等について

まず、遅延利息の率については、民法第404条（法定利息）の規定に基づき、年5%とすることが相当である。また、利息の計算にあたっては、窃取した金額（納付書等）1件ごとに算出するものとする。

次に、利息を付加する期間であるが、まず、市の損害額1,036,700円は、73件それぞれについて元職員が窃取した翌日から市へ弁済した平成26年7月1日までとする。さらに、前不動支所長等が補填した69,000円にも遅延利息が生じるが、これについては、元職員が窃取した翌日から前不動支所長等が市へ補填した平成26年2月5日までとする。

なお、窃取されたことにより行われた督促については、それに要した督促手数料についても本市の損害額となるところであるが、本件においては、元職員が窃取した納付書等のうち1件に督促状が出されているものの、納付者の納付日と同日に出されていることから、元職員の窃取に起因するものではないと判断し、対象外とする。

以上のことから、元職員が賠償すべき損害額は、73件の損害額1,036,700円、「 」に係る遅延利息、前不動支所長等が補填した2件69,000円に係る遅延利息の合計額である。

#### (4) 窃取金の全容の調査について

提出された資料及び元職員への事情聴取によると、元職員は平成25年12月下旬頃から平成26年6月2日までの間に窃取を行い、窃取金を他の窃取金で穴埋めするということを繰り返してきた。したがって、窃取額については、本来は穴埋め済の金額も含まれるものと考えられる。

しかしながら、提出された資料では穴埋め済の金額については特定されておらず、また、元職員の供述でも、穴埋め済の分に係る窃取日時や金額についてははっきりした記憶はなく、また、記録したものもないということである。

さらに、市民協働課の調査によれば、不動支所に保管されている納付書等を確認したところ、平成25年12月上旬頃から保管されている納付書等に修正されたような不自然なものも多数見受けられるが、これらが改ざんされたものかどうか確認は難しいとのことである。

なお、市の被害額全体を把握するためには、少なくとも平成25年12月以降に不動支所に保管されている全ての納付書等を確認する必要があると考えられる。しかし、確認のためには保管されている全ての納付書等とそれを納付した納付者が所持している領収書の日付を確認することが必要であり、これらの書類の日付に差異のある納付書等については窃取された可能性があるかと推察される。ただ、不動支所に保管されている納付書等は平均して月300件程度あり、現実の問題として、平成25年12月頃から事件が発覚する平成26年6月2日までの約半年余りの納付書等を1件ずつ、個別に納付者を訪問し、日付を確認することは領収書を紛失した納付者も想定されることを考慮すれば、非常に難しい作業であるといわざるを得ない。

本来であれば、市民から納付された公金が窃取されたという重大な事案であり、全ての疑惑を明らかにすべく調査することが求められる。しかしながら、穴埋めした納付に係る市の損失は、実質遅延利息相当分ということであること、調査に要する時間や労力等を勘案すれば、その実施による市民サービスの低下を招くおそれがある等の点を考慮すれば、市民協働課の現段階までの調査でやむを得ないものと判断した。

### 第3 監査委員の意見

今回、市長から請求のあった監査について得られた結論は以上であるが、今後、新たな被害が発生する可能性も全く否定することはできないことから、その場合においては新たに監査請求されたい。

本件は、支所において公金の収納業務に従事する職員に、市民が納付した住宅使用料等の公金が不法行為により窃取されるという重大な事案で、市民からの信頼を裏切る行為であり、その影響は計り知れず、誠に遺憾である。

本件が発生した最大の要因は、当然ながら、窃取した元職員の公務員としての倫理観の欠如であるが、元職員及び関係人の聴取等において、公金収納システムの不備などの問題も明らかになった。

例えば、不動支所では手数料以外の収納業務において、納付された件数や金額が完全に把握できていなかったことや複数の職員を配置していたにもかかわらず、一人で現金の取扱いを行っていた時間帯もあったことが見受けられた。また、元職員が勤務時間外や閉庁日に不必要に支所への入室を繰り返したが、警備記録があるにもかかわらず、それを見過ごしたこと、さらに窃取が発覚する前に2度の発見の機会があったにもかかわらず、十分な調査ができていなかったことにより損害が大きくなったことなど、多くの問題点が見受けられた。

次に、支所長を含む支所職員への指揮監督についてであるが、支所は行政組織規則では市民協働課の管轄下にあり、支所長を含む支所職員は市民協働課長の命に服することとなっている。一方、会計規則によれば納付書等を発行する部署の課長が出納員であることから、支所の収納事務においては、支所職員は収納金ごとの出納員の管理下にあることとなる。これまで、出納員である各課長は、支所を所轄する市民協働課長を介して指導監督を行ってきたものと推察されるが、改めて、分任出納員及び現金取扱員である支所職員に対する出納員としての自らの責任について各出納員が十分に認識をし、指導監督することが求められる。

さて、今回の事件を受け、市民協働課においては、収納事務を取扱う支所のレジスターを改修のうえ、手数料以外の収納についてもその種別及び金額を入力することとし、それをもとに当日中に集計して納付書等と照合するよう改善されるなど、対策がなされている。また、会計管理者においては、「公金取扱事務の適正化に係る改善方策」が策定され、収納事務を取扱う各部署に対し、その手順の確認及び徹底を求めている。

このように公金の取扱いに対する一定の改善も見られ、再発防止策が講じられていることは評価するところではあるが、今後とも全会計職員がこれらの再発防止策の徹底を図ることが何よりも重要である。また、公金の取扱いについては複数の職員において行うことも重要であり、このような体制が整わないような場合にはできる限り公金を取り扱わないようにするなどの対策も含め、会計管理者のもと、市全体で公金の収納及び管理体制のさらなる強化、徹底に努められるよう強く切望するものである。

# 別紙 賠償責任に係る納付金一覧

## 1 未納分

整理 番号	種 別	年 度	月分 期別	納付すべき 金 額	納 付 日 等	
					所持していた領 収済通知書・納 付書の控えの日 付	名義人が所持 している領収 書で確認した 納付日
1	市県民税	23	27年1月	18,000	H26. 3. 3	
2	市営住宅使用料等	25	6月	30,600	H26. 3.25	
3	市営住宅使用料等	26	5月	8,800	H26. 4. 2	
4	市営住宅使用料	18	11月	7,000	H26. 4. 3	
5	国民健康保険料	26	2期	30,500	H26. 4. 4	
6	国民健康保険料	26	3期	30,500	H26. 4. 4	
7	国民健康保険料	26	4期	30,500	H26. 4. 4	
8	固定資産税・都市計画税	26	2期	5,000	H26. 4. 4	
9	固定資産税・都市計画税	26	3期	5,000	H26. 4. 4	
10	固定資産税・都市計画税	26	4期	5,000	H26. 4. 4	
11	固定資産税・都市計画税	26	2期	15,000	H26. 4. 8	
12	固定資産税・都市計画税	26	3期	15,000	H26. 4. 8	
13	固定資産税・都市計画税	26	4期	15,000	H26. 4. 8	
14	固定資産税・都市計画税	26	2期	50,000	H26. 4. 9	
15	固定資産税・都市計画税	26	3期	50,000	H26. 4. 9	
16	固定資産税・都市計画税	26	4期	50,000	H26. 4. 9	
17	市営住宅使用料等	26	6月	8,800	H26. 4.15	
18	固定資産税・都市計画税	26	2期	3,000	H26. 4.15	
19	固定資産税・都市計画税	26	3期	3,000	H26. 4.15	
20	固定資産税・都市計画税	26	4期	3,000	H26. 4.15	
21	市営住宅使用料等	26	5月	7,200	H26. 4.24	
22	市営住宅使用料等	26	5月	8,400	H26. 4.24	
23	市営住宅使用料等	26	5月	34,800	H26. 4.24	
24	市営住宅使用料等	26	6月	7,200	H26. 4.24	
25	市営住宅使用料等	26	6月	8,400	H26. 4.24	
26	市営住宅使用料	25	3月	15,000	H26. 4.25	
27	市営住宅使用料等	25	4月	17,600	H26. 4.30	
28	市営住宅使用料	18	11月	7,000	H26. 4.30	
29	市営住宅使用料等	26	5月	9,200	H26. 4.30	
30	固定資産税・都市計画税	26	2期	8,000	H26. 4.30	
31	固定資産税・都市計画税	26	2期	5,000	H26. 4.30	

整理 番号	種 別	年 度	月分 期別	納付すべき 金 額	納 付 日 等	
					所持していた領 収済通知書・納 付書の控えの日 付	名義人が所持 している領収 書で確認した 納付日
32	固定資産税・都市計画税	26	2期	2,000	H26. 4.30	
33	固定資産税・都市計画税	26	2期	24,000	H26. 4.30	
34	固定資産税・都市計画税	26	3期	8,000	H26. 4.30	
35	固定資産税・都市計画税	26	4期	8,000	H26. 4.30	
36	市営住宅使用料	25	1月	15,000	H26. 5. 2	
37	市営住宅使用料等	26	5月	14,500	H26. 5. 2	
38	軽自動車税	26	全期	8,600	(改ざんで空白)	H26. 5. 2
39	軽自動車税	26	全期	8,600	"	H26. 5. 2
40	軽自動車税	26	全期	4,800	"	H26. 5. 2
41	固定資産税・都市計画税	26	2期	6,000	H26. 5. 2	
42	市営住宅使用料等	26	5月	16,800	H26. 5. 7	
43	軽自動車税	26	全期	8,600	(改ざんで空白)	H26. 5. 7
44	軽自動車税	26	全期	8,600	"	H26. 5. 7
45	軽自動車税	26	全期	8,600	"	H26. 5. 7
46	軽自動車税	26	全期	8,600	"	H26. 5. 7
47	市営住宅使用料等	26	6月	16,800	H26. 5. 7	
48	市営住宅使用料等	25	4月	17,300	(改ざんで空白)	H26. 5. 9
49	軽自動車税	26	全期	1,400	"	H26. 5. 9
50	軽自動車税	26	全期	8,600	"	H26. 5. 9
51	軽自動車税	26	全期	4,800	"	H26. 5. 9
52	市営住宅使用料等	26	5月	16,800	H26. 5.12	
53	市営住宅使用料等	26	5月	11,600	H26. 5.22	
54	市営住宅使用料等	26	5月	34,800	H26. 5.22	
55	国民健康保険料	24	1期	10,000	H26. 5.23	
56	市営住宅使用料等	26	5月	13,900	H26. 5.23	
57	国民健康保険料	24	7・8期	20,000	H26. 5.28	
58	国民健康保険料	26	2期	22,300	H26. 5.29	
59	市営住宅使用料	18	11・12月	7,000	H26. 5.30	
60	市営住宅使用料等	25	5月	17,300	H26. 5.30	
61	市県民税	22	25年5月	10,000	H26. 5.30	
62	市営住宅使用料等	26	4月	30,700	H26. 5.30	
63	市営住宅使用料等	26	5月	30,200	H26. 5.30	
64	市営住宅使用料等	26	5月	27,100	H26. 5.30	

整理 番号	種 別	年 度	月分 期別	納付すべき 金 額	納 付 日 等	
					所持していた領 収済通知書・納 付書の控えの日 付	名義人が所持 している領収 書で確認した 納付日
65	市営住宅使用料等	26	5月	9,100	H26. 5.30	
66	市営住宅使用料等	26	5月	9,200	H26. 5.30	
67	市営住宅使用料等	26		13,000	H26. 5.30	
68	国民健康保険料	26	2期	18,600	H26. 5.30	
69	固定資産税・都市計画税	26	2期	1,000	H26. 5.30	
70	固定資産税・都市計画税	26	3期	1,000	H26. 5.30	
71	固定資産税・都市計画税	26	4期	1,000	H26. 5.30	
72	市営住宅使用料等	25	11月	8,300	H26. 6. 2	
73	国民健康保険料	26	2期	12,700	H26. 6. 2	
	小 計			1,036,700		

## 2 前支所長等の補填分

整理 番号	種 別	年 度	月分 期別	納付すべき 金 額	所持していた 領収済通知書 ・納付書の控 えの日付	前支所長等 が補填した日
74	市営住宅使用料等	25	11月	34,500	H26. 1.20	H26. 2. 5
75	市営住宅使用料等	25	12月	34,500	H26. 1.20	H26. 2. 5
	小 計			69,000		

	総 計			1,105,700		
--	-----	--	--	-----------	--	--